

適用する汚染状態 : ケース② / 東京低地（砂・シルトなど）における 重金属汚染（主に六価クロム化合物）

技術番号	技術名	申請者名	対象とする特定有害物質の種類	適用濃度	適用条件
6	バイオ栄養源EDC-Mによる六価クロム化合物の原位置バイオ不溶化法	エコサイクル株式会社	六価クロム	・100 mg/L以下	・六価クロム還元微生物が生息している必要があります。 ・地下水位よりも上（不飽和層）の土壤汚染は、掘削除去等の他の措置が必要になる場合があります。
8	バイオメタガード工法	株式会社大林組	カドミウム、六価クロム	・各物質とも第二溶出量基準、第二地下水基準への対応可能。	・工事前に適用可能性試験が必要。 ・栄養剤が浸透しない地層の場合は適用不可。 ・効果が得られなくなった場合、薬剤の追加注入が必要。
9	薬剤注入による汚染拡散防止壁工法	株式会社大林組	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、ほう素、ふつ素	・各物質とも第二溶出量基準、第二地下水基準への対応可能。 ・砒素は基準値の990倍の汚染地下水、六価クロムは基準値の5,000倍の汚染地下水でもそれぞれ適用可能。	・工事前に薬剤の適用可能性試験が必要。 ・薬剤が浸透しない地層の場合は適用不可。 ・高濃度汚染の場合、薬剤の吸着効果持続期間は短期化。 効果が得られなくなった場合、薬剤の追加注入が必要。